

2025年2月6日

全国人事委員会連合会  
会長 中西 充 殿

公務労組連絡会  
議長 桜井 眞吾  
全国自治体労働組合総連合  
中央執行委員長 桜井 眞吾  
全日本教職員組合  
中央執行委員長 宮下 直樹

## 地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書

日頃から地方公務員の労働条件の改善に努力されていることに敬意を表します。

能登半島地震から1年が経過しました。被災地では消防をはじめ公務公共関係労働者が住民の命や暮らしを守るために奮闘していますが、限界まで削減された人員体制の中で復旧・復興には程遠い状況が続いています。全国の公務職場の現状は平常時でさえ人員が不足し、多くの公務職場で過労死レベルの長時間労働をせざるを得ない状況にあります。直ちにコストカット型の行政を改め、必要な人員を確保や体制を強化に転換すべきです。

また、昨年は初任給をはじめ若い世代の賃金が大幅に引き上げられましたが、一方で中高年層、再任用・定年延長職員には物価高騰にも届かない水準にとどまっています。地域手当では「大きくくり化」で地域間格差は解消されないどころか矛盾が拡大しています。900万人に直接的に影響する人事院勧告は地域経済、人材確保など大きな影響も与えます。すべての職員、世代で生活改善につながる賃金の大幅な引き上げを行い、あらゆる不合理な格差を解消することこそ必要です。

会計年度任用職員も4月遡及改定、勤勉手当支給、「3年目公募要件」廃止、私傷病休暇の有給化など改善がすすんでいますが、雇止めの不安や不適切な取り扱いが解消されていません。引き続き、安心して働き続けられるよう雇用安定、均等待遇を前提として処遇改善を求めます。

以上をふまえ、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

### 記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を改善すること。
2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに、比較企業規模を1,000人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当については基本給に繰り入れ廃止するとともに、全世代の賃金

を改善すること。

4. 「給与制度のアップデート」では、全世代にとって魅力的かつ将来的にも上昇が見込める賃金体系とすること。また、賃金のあらゆる格差を解消し、すべての職員の賃金改善を行うこと。
5. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。
6. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について意見の申し出や勧告を行うこと。
7. 災害や感染症拡大、マイナンバー関連業務等への対応などによる「過労死ライン」を超えるような長時間過密労働が発生しないよう必要な人員の確保を言及すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条1項や3項が濫用されないよう、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
8. 教職員の長時間過密労働の是正のための実効ある施策を勧告すること。給特法の「時間外勤務を命じない」原則を堅持しながらも、発生した測定可能な超過勤務に対し労基法第37条にもとづく時間外手当の支給について検討に入ること。
9. 感染拡大防止の観点からも少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
10. ジェンダー平等推進の立場から、賃金水準や処遇、雇用などの不合理な格差の解消、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充すること。また、パートナーシップ制度に対応し、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境と人員体制を整備すること。
11. 会計年度任用職員等の賃金・労働条件については、正規職員と均等待遇を前提とし、賃金・諸手当の改善、休暇制度などの改善、すべての自治体で公募によらない再度の任用の実施を原則とした雇用の安定・均等待遇の実現などにむけた改善勧告を行うこと。
12. 60歳を超える職員も生計費をふまえた所得水準を確保するとともに安全配慮の徹底を図るなど、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事委員会としての役割を果たすこと。
13. 国家公務員法改正法（2021年）附則第16条第3項では、「人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされているが、短期の評価を直接給与に反映しないこと。
14. 年金併給を前提とした現在の再任用給与制度を抜本的に見直し、賃金は生活を維持するにふさわしい水準まで大幅に引き上げること。一時金も正規職員並の支給割合とすること。とりわけ全人連が作成する教育職モデル給料表における再任用教職員の賃金水準を改善すること。
15. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、労働者の不利益を生じさせないよう、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。
16. 労働安全衛生の観点から、業務に起因して新型コロナをはじめ感染症に罹患した職員及び罹患後症状が生じている職員に対し、適正に公務災害補償が行われるよう、人事委員会としての役割を果たすこと。

以上